

2011年1月6日 全16頁

2011年度税制改正大綱（個人所得課税）

資本市場調査部 制度調査課
是枝 俊悟

給与所得控除の上限設定、年少扶養控除の範囲縮小などを解説

[要約]

- 2010年12月16日、政府は2011年度税制改正大綱（以下、大綱）を閣議決定した。本レポートでは、大綱の個人所得課税（金融証券税制を除く）について解説する。
- 大綱では、給与所得控除について、上限を245万円（年収1,500万円で上限に達する）とし、年収2,000万円超の役員等についてはさらに縮減するものとした。
- 特定支出控除について、対象範囲を拡充するものとした。もともと、改正案の下でも特定支出控除を利用する者は年数万人程度（給与所得者全体の1%未満）に留まるものと予想される。
- 成年扶養控除のうち23歳以上65歳未満の部分について、学生・障害者等を除き、納税者本人の合計所得金額が400万円（給与収入568万円）超の場合、原則適用しないものとした。
- 退職所得について住民税の10%税額控除の規定を廃止し、勤務5年以下の役員等に対しては課税標準を1/2とする規定を適用しないものとした。

[目次]

1. 給与所得控除の縮小（控除額の上限設定、役員についての控除額縮減）	… 2
2. 特定支出控除の拡充	… 4
3. 成年扶養控除の範囲縮小	… 7
4. 退職所得課税の強化（住民税10%税額控除の廃止、短期退職役員の課税強化）	… 8
5. 財政への影響（2010年度税制改正・子ども手当等を合わせて）	…10
6. 家計への影響シミュレーション（2010年度税制改正・子ども手当等を合わせて）	…12
補足. 制度改正のスケジュール表	…16

1. 給与所得控除の縮小（控除額の上限設定、役員についての控除額縮減）

○大綱では「格差是正、所得再分配機能の回復の観点から、過大となっている控除を適正化するための見直しを行います」とした。具体的には、給与所得控除の上限を 245 万円（年収 1,500 万円以上で上限に達する）とし、年収 2,000 万円超の役員等についてはさらに縮減するものとした。

○なお、給与所得控除の意味合いについて「勤務費用の概算控除」（給与所得者の勤務にかかる費用について概算で収入から控除するもの）と「他の所得との負担調整」（給与所得は他の所得より担税力が弱いこと、負担軽減のために収入から控除するもの）であるとし、それぞれが控除額の 2 分の 1 ずつであると明確に位置づけた。

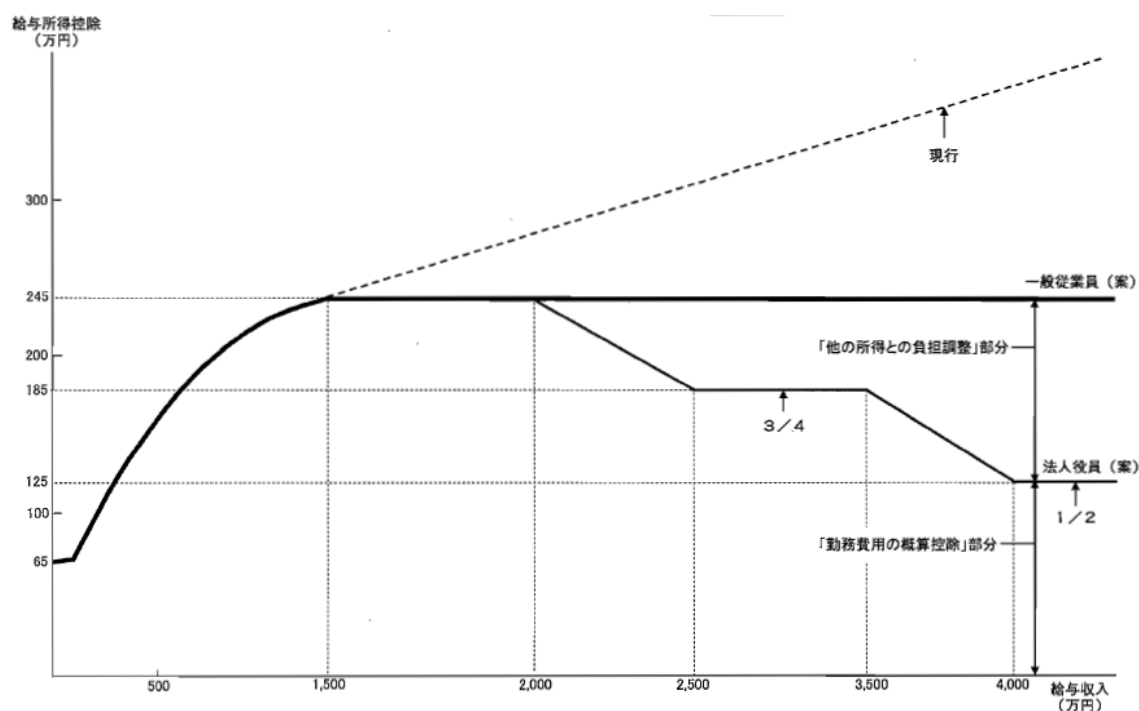
○現行制度と大綱による改正案による給与所得控除額は、以下の図表 1・図表 2 に示される。

図表 1 給与所得控除額の改正案（表）

収入金額		現行制度	改正案	
			一般の従業員	役員等
	162.5万円以下	65万円(最低保証額)		同左
162.5万円超	180万円以下	収入金額×40%		同左
180万円超	360万円以下	収入金額×30%+18万円		同左
360万円超	660万円以下	収入金額×20%+54万円		同左
660万円超	1,000万円以下	収入金額×10%+120万円		同左
1,000万円超	1,500万円以下	収入金額×5%+170万円	収入金額×5%+170万円	
1,500万円超	2,000万円以下		245万円	245万円
2,000万円超	2,500万円以下			485万円－収入金額×12%
2,500万円超	3,500万円以下			185万円
3,500万円超	4,000万円以下			605万円－収入金額×12%
4,000万円超				125万円

（出所）大和総研制度調査課作成

図表 2 給与所得控除の改正案（グラフ）



（出所）政府税制調査会資料

- 給与収入 1,500 万円以下の場合、現行と改正案の控除額は同じである。給与収入が 1,500 万円を超えた場合、現行では収入に応じて控除額が増加し続けるが、改正案では控除額が 245 万円で頭打ちとなる。年収 2,000 万円を超えた場合、改正案では一般の従業員の場合は控除額が 245 万円のままであるが、役員等の場合は控除額が段階的に縮小される（年収 4,000 万円超の場合、控除額は 125 万円となる）。
- 施行時期については、2012 年分以後（実際の徴収時期は 2012 年 1 月～）の所得税および、2013 年度分以後（実際の徴収時期は 2013 年 6 月～）の個人住民税より新制度を適用するものとされている。

◆改正の影響と今後の展望

- 大綱による給与所得控除の改正案は、高所得者に負担増を求める内容となっている（具体的な増税額の水準については、本レポート 6. 家計への影響シミュレーションを参照）。
- なお、給与所得者に対する控除制度を先進諸外国と比較すると、以下の図表 3 のようになる。大綱では給与所得控除の上限を 245 万円としたが、この案が施行されたとしても、アメリカ・ドイツ・フランスと比べてなお高い水準であるといえる（イギリスについては、概算控除の制度そのものがない）。

図表 3 給与所得者の必要経費等についての各国の制度の概要

(2010年1月現在)

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
概算控除	給与所得控除(給与収入金額に 応じ、控除率：40% ～5%の5段階、 最低65万円)が認められる。	標準(概算)控除 (夫婦共同申告の場合) 11,400ドル (101.5万円)	なし	被用者概算控除 920ユーロ (12.2万円) 特別支出概算控除 36ユーロ (0.5万円)	必要経費概算控除 社会保険料控除後の 給与収入金額の10% 最低控除額 415ユーロ (5.5万円) 最高控除額 13,948ユーロ (185.5万円)
実額控除	通勤費等勤務に直接必要な特定支出の額が給与所得控除額を超える場合は、その超える部分につき、特定支出控除が認められる。	上記に代えて、必要経費については、実額(項目別)控除が認められる。 実額控除は、給与所得者の必要経費の他、以下のような職務以外の個人的な経費についても認められる。 ・医療費 ・慈善寄付金	必要経費については、実額控除が認められる。 実額控除は、原則として以下のものについて認められる。 ・適格旅費(注：通勤費は認められない) ・適格旅費以外の費用のうち、全体として、専ら職務の遂行を目的として支出され、職務の遂行に必要不可欠なもの	上記に代えて、必要経費については、一定の実額控除が認められる。	上記に代えて、必要経費については、実額控除が認められる。

(備考) 邦貨換算レートは、1ドル=89円、1ユーロ=133円(基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成21年(2009年)11月中における実勢相場の平均値)。

(出所) 財務省資料(未定稿として)

○なお、日本は、先進諸外国と比べて所得税の課税ベースが狭い（課税対象となる収入の割合が少ない）状況にある。その主な原因は、給与所得控除と社会保険料控除が大きいことにある¹。社会保険料控除についてはこれまでに（民主党政権下における新しい）政府税制調査会にて改正が検討されたことはないが、給与所得控除については、大綱による改正案が成立した後も、なお上限を引き下げる方向で検討される可能性が高いと筆者は考えている。

2. 特定支出控除の拡充

○所得税は収入から費用を引いた「所得」に対して課す税であるが、給与所得者については費用の控除は給与所得控除として概算で行われている。このため、現行制度では実際にかかった費用（ただし、ここで費用として認められるものは以下で述べる「特定支出」に該当しているものに限られる）が給与所得控除額よりも多い場合、その差額が「特定支出控除」として収入から控除される。

○大綱では、給与所得控除額の 1/2 が勤務費用の概算経費であり、1/2 は他の所得との負担調整として位置づけた。このため、実際にかかった費用（特定支出）と比較するのは給与所得控除額の全額ではなく、給与所得控除額の 1/2 とすることとした。さらに、「特定支出」として認められる支出の範囲を拡大することとした。

○具体的には、特定支出控除の対象に、業務独占資格（弁護士、公認会計士、税理士など）の取得費および、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費、職業上の団体の経費）を加えるものとした。ただし、勤務必要経費については「高額なものを購入できる高額所得者を過度に優遇するといった不公平が生じないよう」、特定支出に算入できるのは 65 万円を限度とするものとした。

○現行制度と大綱による改正案の特定支出控除の範囲は、以下の図表 4 に示される。

図表 4 特定支出控除の範囲の改正案

- 一般の通勤者として通常必要であると認められる通勤のための支出
 - 転勤に伴う転居のために通常必要であると認められる支出のうち一定のもの
 - 職務に直接必要な技術や知識を得ることを目的として研修を受けるための支出
 - 単身赴任などの場合で、その者の勤務地又は居所と自宅間の旅行のために通常必要な支出のうち一定のもの
 - 職務に直接必要な業務独占資格以外の資格を取得するための支出
 - 職務に直接必要な業務独占資格を取得するための支出
 - 職務と関連のある図書の購入費、職場で着用する衣服の衣服費、職務に通常必要な交際費及び職業上の団体の経費（勤務必要経費）
- （注）上記に該当しても、事業主から費用が補填され、かつ所得税が課されていないものは「特定支出」に含まない。
- 印…現在認められている「特定支出」の範囲、●印…大綱にて新たに「特定支出」の範囲に追加するとしているもの

（出所）法令、大綱等をもとに大和総研制度調査課作成

¹ 詳細は 2010 年 9 月 30 日発表の拙稿「税・社会保険料の課税ベースの国際比較と提言」を参照。

○施行時期については、2012 年分以後の所得税および、2013 年度分以後の個人住民税より新制度を適用するものとされている。

◆大綱による新しい特定支出控除制度（案）利用の可能性

○勤務必要経費に該当する、職務に必要な図書購入費、衣服の衣服費、交際費などは、大部分のサラリーマンはある程度の支出額があるものと考えられる。また、支出額について特定支出に含めるか否かについては、法令や通達で規定されるものと考えられるが、ある程度納税者や事業主²の裁量が認められるものと予想される。

○しかしながら、大綱による案の下でも、勤務必要経費については、いくら必要経費が発生したとしても、65 万円までしか特定支出に算入できない。このため、勤務必要経費があるだけでは、特定支出は 65 万円までにしかない。

○勤務必要経費以外の特定支出の内容については、意識的に資格取得を目指して資格取得費を払う場合などを除いては一般のサラリーマンにおいて発生する可能性が低いものである³。

○以上の点を考慮して、大綱による新しい特定支出控除制度（案）を利用できる可能性について検討してみる。

○年収 380 万円超の給与所得者は、給与所得控除額が 130 万円を超える。すなわち、「勤務費用の概算控除」部分が 65 万円を超える。この場合、勤務必要経費がたとえ 65 万円以上あったとしても、勤務必要経費として控除できる上限は 65 万円なので、他の特定支出が一定額（次のページの図表 5）以上なければ、新しい特定支出控除（案）を利用することはない。

○勤務必要経費が限度額の 65 万円よりもある程度以上少ない（0～40 万円程度）とすると、年収 600～800 万円のサラリーマンは「勤務費用の概算控除」部分が 87～100 万円であるので、「勤務費用以外の特定支出」が 47～100 万円となる場合に特定支出控除を利用することになる。しかし、1 年間の資格取得費などが 47～100 万円を超えるケースはかなり稀と考えられる⁴。

○新制度案の下で特定支出控除を利用するケースとしては、勤務必要経費が上限の 65 万円かそれに近い額であり、かつ 20～30 万円台の資格取得費など他の特定支出の対象となる費用がある場合というのが主なものとなるだろう。

² 現行の特定支出控除を利用するためには、費用について職務に直接必要であること等について事業主から証明を受けなければならない。大綱による改正後もこの仕組みが維持されることが想定される。

³ 例えば、通勤費、転勤に伴う転居の費用は特定支出の範囲に含まれているが、会社から費用が支給され、かつ所得税の課税対象外となっている場合は特定支出とされない。ほとんどの会社では、通勤費が支給され、通勤に伴う転居の費用についても費用の大部分が移転料・赴任料等の名目で支給されており、これらは所得税の課税対象外として処理されているものと考えられる。このように、実際に特定支出が発生するケースが少ないため、（また、特定支出と比較すべき給与所得控除額が多いため）現行の特定支出控除の利用者は年間 10 名程度しかいなかった。

⁴ 業務独占資格（税理士、公認会計士、行政書士など）を取得するための資格講座の年間受講料は 20～30 万円台のものが多いようである。

図表 5 特定支出控除を利用するために、「勤務必要経費」以外で最低必要な特定支出額（単位：万円）

給与収入	A	B	C
	給与所得控除 (改正案適用 後の水準) (注1)	「勤務費用の概 算控除」部分 ($A \times 1/2$) (注2)	特定支出控除を利用 することになる、「勤務 必要経費」以外の特 定支出額 ($B - 65$ 万円)
200	78	39	0
300	108	54	0
380	130	65	0
400	134	67	2
500	154	77	12
600	174	87	22
700	190	95	30
800	200	100	35
900	210	105	40
1,000	220	110	45
1,200	230	115	50
1,500	245	122.5	57.5
1,800	245	125	60
2,000	245	125	60

(注1) 大綱では、給与所得控除の上限を245万円としており、その案を適用後の水準とした。

(注2) 大綱では、給与収入が1,500万円超の場合、「勤務費用の概算控除」部分を125万円とするものとしている。

(出所) 大和総研制度調査課作成

◆設例による検討

- 例えば、年収 600 万円の給与所得者の場合を考える。この給与所得者が、スーツ代等の被服費に年間 20 万円、勤務に直接必要な交際費のうち会社から補填されない部分に年間 20 万円、勤務に直接必要な書籍代・新聞代等に年間 20 万円、勤務関連の団体の会費に年間 5 万円をそれぞれ払っており、これらが全て、勤務必要経費として認められたとすると、合計 65 万円となる。
- その上で、さらにこの給与所得者が税理士資格の資格予備校代として年間 30 万円を支払っていて、その費用が「職務に直接必要な」ものであると認められたとする（注：現行法令の考え方を踏襲すると、「職務に直接必要な」ものと認められるケースは、税理士事務所で勤務している場合等に限られるものと考えられる）。
- この場合、新制度案の下ではこの給与所得者の特定支出額は 95 万円ということになり、「勤務費用の概算控除部分」の 87 万円を上回る 8 万円については、特定支出控除を利用することで控除できる。特定支出控除を利用することにより、この給与所得者の税負担が軽減される額は年間 1 万 6,000 円程度と考えられる⁵。

◆改正の影響

- 上記の例で分かるように、新制度の下でも、特定支出控除を利用する場合とは、「勤務必要経費」として相当に高額な必要経費を支払っており、かつ相当に高額な資格取得費などを支払っている（上でかつその費用が「職務に直接必要」なものと認められる）ケースに限られることになる。

⁵ 所得税率 10%、住民税率 10%が適用されるものとした。

- 仮に特定支出控除制度が政府税調案のように拡充されたとしても、それによって税負担が軽減される者はかなり少ないものと考えられる。現行制度の年間10人前後よりは増加するものの、せいぜい適用者は数万人規模（給与所得者全体のうち1%未満）と筆者は予想する。
- 逆に考えると、現在の給与所得控除が想定している「勤務費用の概算控除部分」の金額は、実際の勤務費用の金額より相当に大きな金額になっているものといえる。
- なお、職務に直接必要な資格の取得のための⁶補助制度については、雇用保険に「教育訓練給付制度」がある。ほとんどの給与所得者は雇用保険に加入しており⁷、3年以上（初回利用の場合は1年以上）の勤務期間があれば、指定講座の入学金・授業料等のうち20%（最大10万円まで）が支給される。特定支出控除制度を拡充する際には、教育訓練給付制度との整合性も検討する必要があるだろう。

3. 成年扶養控除の範囲縮小

- 現行制度では、成年（23歳以上70歳未満）の扶養親族がいる納税者は、原則として、所得税38万円、住民税33万円の所得控除が認められている。これを「成年扶養控除」という。
- 成年扶養控除について、大綱では「本来、成年者は基本的に独立して生計を立てるべき存在であること等を踏まえれば、成年者を担税力の面で配慮が必要な存在として一律に扶養控除の対象に位置付ける必要性は乏しいと考えられます。このため、成年扶養控除の対象を見直すこととします」とした。
- 具体的には、以下の①・②のいずれかに該当する場合については控除を維持し、いずれにも該当しない場合には控除を適用しないものとした。
 - ①扶養親族が、学生・「障害者、要介護認定者その他心身の状況等により就労が困難な扶養親族（以下、障害者等）」・65歳以上の高齢者のいずれかに該当する場合
 - ②納税者本人の合計所得金額が400万円（給与収入568万円）以下の場合
（ただし、納税者本人の合計所得金額が400万円超500万円以下（給与収入568万円超689万円以下）の場合は、控除額が段階的に縮減するよう、負担調整措置をとる）
- 控除を残す理由については、①については、「独立して生計を立てることが困難な状況にある人が少なくないと考えられるから」、②については、「扶養による担税力の減殺に配慮」が必要であるからとされている。
- 一方で、平均以上に収入がある世帯において、特段の事情がなく親の扶養であり続けている成年（いわゆるニートなど）がいる場合は、担税力があるため成年扶養控除を適用しなくてよい、ということであろう。
- 施行時期については、2012年分以後（実際の徴収時期は2012年1月～）の所得税および、2013年度分以後（実際の徴収時期は2013年6月～）の個人住民税より新制度を適用するものとされている。

⁶ 教育訓練給付金の対象となるものは、「雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練」である（雇用保険法60条の2）。税理士、公認会計士、行政書士など多数の「業務独占資格」を取得するための講座が、教育訓練給付金の対象に含まれている。

⁷ 雇用保険の適用除外となるのは、常時5人未満の労働者を雇用する個人事業の農林水産業に限られ、いわゆる「非正規労働者」であっても雇用保険の適用対象となっている（雇用保険法附則2条）。

◆改正案の考察

- 先進諸外国について同様の制度をみると、成年⁸の親族を扶養していること⁹に対する税制上の配慮が行われている国は少ないようである。アメリカについては、成年の親族を扶養している場合、所得控除を受けられる。一方、ドイツ・フランスでは成年の親族を扶養していることによる税制上の配慮は、扶養される成年が学生である場合か障害者である場合などに限定されている。イギリスについては、成年の親族を扶養することに対する税制上の配慮措置はない。政府税制調査会は、こうした状況を踏まえ、成年を「一律に扶養控除の対象に位置付ける必要性は乏しい」と判断したものと見える。
- 成年扶養控除の範囲縮小は、合計所得金額 400 万円（給与収入 568 万円）超の納税者に影響を与えるものであり、必ずしも「高所得者」とは呼べない中間層も含めて負担増となりうる内容となっている。例えば、年収 700 万円程度の世帯で、成年扶養控除の対象となっている者が 1 人いる場合、改正案が完全施行されると年間 7 万 1,000 円の負担増となる（詳細は本レポート 13 ページ、ケース②を参照）。
- もっとも、年収 700 万円程度の世帯における年間 7 万 1,000 円の負担増は、扶養されている成年が働かないとその家計が成り立たなくなる額とは考えにくい¹⁰。成年扶養控除の範囲縮小は、いわゆるニートなどに就労を促す契機にはなるだろうが、その効果は大きくはならないものと予想される。

4. 退職所得課税の強化（住民税 10%税額控除の廃止、短期退職役員の課税強化）

- 現在、退職金に対する所得税の課税は、①退職所得控除額を控除した後、②金額を 2 分の 1 にし、③累進税率を適用して税額を求める（給与所得など他の所得とは分離して計算する）仕組みがとられている。
- 一方、退職金に対する住民税の課税は、①退職所得控除額を控除した後、②金額を 2 分の 1 にし、③税率 10%をかけて求めた税額から、④税額の 10%に相当する額を控除して求められている。
- 大綱では、所得税と住民税の②の措置（課税標準を 2 分の 1 とすること）について、勤務年数 5 年以内の法人役員等に限り、廃止することとした。また、住民税の④の措置（税額の 10%相当額の控除）については、役員であるか否かや勤務年数などを問わず全ての者について廃止することとした。
- 施行時期については、2012 年 1 月 1 日以後に支払われるべき退職所得等より新制度を適用するものとしている。退職所得等に対する住民税の課税については、所得税と同様の現年課税（退職金が支払われた年に課税）の仕組みがとられているため、他の改正案と異なり、所得税と住民税で施行時期にずれが生じない。
- 現行の所得税・住民税の退職所得課税と大綱による改正案をまとめると、次のページの図表 6 のようになる。

⁸ 各国により「成年」の定義は異なるが、概ね 20~60 歳程度の者（高齢者でもなく、未成年でもない者）をここでは成年という。

⁹ 「扶養している」とは、日本の税法上は、所得が一定以下の親族と生計を一にしていることをいう。諸外国についても概ね同様の条件で比較した。

¹⁰ 年収 200 万円程度の世帯において仮に成年扶養控除が廃止になったとすると、年間 5 万 2,000 円の負担増となる。この場合、扶養されている成年が働かないと家計が成り立たなくなる可能性も考えうるが、このようなケースについては大綱では成年扶養控除を維持するものとしている。

図表 6 現行の所得税・住民税の退職所得課税と大綱による改正案

所得税(源泉徴収税額)	住民税(特別徴収税額)
①収入金額から退職所得控除額を控除 (勤務年数20年以下: 40万円×勤務年数、 勤務年数20年超: 800万円+ 70万円×勤務年数)	①収入金額から退職所得控除額を控除 (所得税と同額)
② ①で求めた金額の1/2を課税所得とする	② ①で求めた金額の1/2を課税所得とする
③累進税率を適用し税額を算出する (給与所得等、他の所得とは分離して計算される)	③税率10%(市町村民税・道府県民税計)を 適用し、税額を算出する
	④ ③で求めた税額から10%を控除した金額が最終的な税額となる

大綱: 2012年1月1日以後に支払われるべき退職手当等より、
勤務5年以下の法人役員等に限って、所得税・住民税②の規定を廃止

大綱: 2012年1月1日以後に支払われるべき退職手当等より、(一般社員・役員、勤務年数等を問わず)住民税④の規定を廃止

(出所) 大和総研制度調査課作成

◆改正案の考察(短期退職役員)

- 勤務5年以下の法人役員等に対する1/2課税の適用廃止は、該当する法人役員に対する課税強化となる。
- 大綱では「2分の1課税を前提に、短期間のみ在職することが当初から予定されている法人役員等が、給与の受け取りを繰り延べて高額な退職金を受け取ることにより、税負担を回避するといった事例が指摘されています」とある。
- 短期で退職する予定の役員については、給与や賞与などの金額を抑えて、代わりに退職金を増やすことで、所得税・住民税の負担を抑えることが可能といえる。大綱による改正案が施行されれば、退職所得とすることによる税負担軽減の効果が抑えられるため、このような給与・賞与と退職金額の調整は起こりにくくなるだろう。
- なお、政府税制調査会の議論の際には、いわゆる公務員からの「天下り役員」に対して課税を強化したいとする意図も述べられていた。

◆改正案の考察(住民税の10%税額控除廃止)

- 住民税の10%税額控除の廃止については、2012年以降に退職金を受け取る人に影響を与える。
- ただし、前述の通り、退職金に対する課税を計算する際には、退職所得控除額が控除されるので、退職金が退職所得控除額の範囲内であればそもそも住民税が課税されないため改正(案)による影響も受け

ない。

○例えば、勤続 40 年の場合、退職所得控除額は 2,200 万円であるため、退職金が 2,200 万円以下である場合はそもそも住民税が課税されない。40 年程度勤めた場合の退職金の平均額は、中小企業で 1,200 万円程度、公務員・大企業で 2,000～3,000 万円程度である¹¹。したがって、概ね中小企業のサラリーマンについては改正（案）の影響を受けず、公務員や大企業のサラリーマンでは改正（案）の影響を受けるものといえる。

○改正（案）による増税額は、例えば、勤続 40 年で退職金 3,000 万円の場合、4 万円増となる¹²。負担増とはなっても、退職者の生活に大きな影響を与えるほどの改正内容ではないだろう。

5. 財政への影響（2010 年度税制改正・子ども手当等を合わせて）

○個人所得税の改正により増収となる額については、政府税制調査会にて、子ども手当の上乗せ（3 歳未満の子に対する子ども手当を月額 7,000 円上乗せ）財源に充てられると説明されたことがある。

○財務省の発表では子ども手当・高校無償化を含む民主党マニフェスト施策の財源について、「22 年度実施分の財源 3.1 兆円は事業仕分けの反映等による歳出削減等により確保。23 年度拡充分（0.6 兆円）は歳出削減（0.4 兆円）及び税制改正（0.2 兆円）により確保」¹³したとされている。

○ただし、2010 年度予算編成において、事業仕分けの反映によって捻出したとされる 1 兆 4,800 億円のうち 8,000 億円は 1 度きりの税外収入（ストックの取り崩し）であり、フローの歳出削減とされた 6,800 億円についても類似の事業の実施などにより結果的に歳出削減に繋がらなかったと指摘されている¹⁴。

「事業仕分けの反映『等』による歳出削減『等』」の「等」が指すものは明確ではないが、仮に年少扶養控除の廃止などの個人所得税の改正による平年度の増税分や児童手当の廃止により捻出した金額を含めたとしても、後述するように、平年度の財源は子ども手当（月額 1.3 万円）、高校無償化の必要予算には満たない。筆者は、この観点から、2010 年度より実施されている分のマニフェスト施策について、平年度の財源（恒久財源）が確保されているわけではないと考えている。

○民主党政権発足後のマニフェスト施策である子ども手当・高校無償化と、2010 年度と 2011 年度の個人所得課税の改正について、各年度と平年度の財政に与えた影響をまとめたものが次のページの図表 7 で

¹¹ 以下の統計を参照した。中小企業の退職金：東京都産業労働局労働相談情報センター「中小企業の賃金・退職金事情（平成 20 年版）」、大企業の退職金：経団連「2008 年 9 月度 退職金・年金に関する実態調査結果」、公務員の退職金：総務省「退職手当の支給状況（平成 19 年退職者）」

¹² 課税所得金額は、 $(3,000 \text{ 万円} - \text{退職所得控除額 } 2,200 \text{ 万円}) \times 1/2 = 400 \text{ 万円}$ 。税額は、 $400 \text{ 万円} \times \text{税率 } 10\% = 40 \text{ 万円}$ であるが、10%税額控除の措置があるので現行では税額は 36 万円である。改正案施行後はこの措置がなくなるので税額が 40 万円となる。

¹³ 財務省「平成 23 年度予算案のポイント」の 8 ページより。<http://www.mof.go.jp/seifuan23/yosan001.pdf>

¹⁴ 事業仕分けによる税外収入および、歳出を削減したとされた額（2010 年度政府予算案決定時）については、2009 年 12 月 26 日（2010 年度政府予算案決定の翌日）付けの日本経済新聞朝刊 4、5 面・朝日新聞朝刊 3 面等による。事業仕分けの結果が適切に反映されなかった（結果として予算の縮減になっていなかった）ため、行政刷新会議は 2010 年 11 月に「再仕分け」を行った。<http://www.cao.go.jp/sasshin/shiwake3/data/shiryu/14.pdf>

ある。

図表7 子ども手当・高校無償化と個人所得税の改正による財政への影響試算（単位：億円）

2010年度改正による施策の財政への影響			2010年度	2011年度	平年度(注2)
手当	子ども手当(月1.3万円)支給(注1)		22,254	27,000	27,000
	高校無償化		3,933	3,922	3,900
必要財源額(A)			26,187	30,922	30,900
財源	児童手当の廃止(財源利用)(注1)		10,160	10,160	10,160
	年少扶養控除の廃止	国税分	818	5,185	5,185
		地方税分	0	0	4,177
	特定扶養控除の縮小	国税分	0	957	957
		地方税分	0	0	392
捻出した財源額(B)			10,978	16,302	20,871
2010年度改正による財政への影響(B-A)			-15,209	-14,620	-10,029

2011年度改正(案)による施策の財政への追加的な影響			2011年度	平年度
手当	3歳未満の子ども手当を月2万円に		2,085	2,400
	追加的な必要財源額(C)		2,085	2,400
財源	給与所得控除の上限設定、役員等の縮減	国税分	203	1,195
		地方税分	0	305
	成年扶養控除に所得制限	国税分	132	823
		地方税分	0	327
	退職所得課税の見直し (短期退職役員、住民税10%控除廃止)	国税分	21	94
		地方税分	17	211
追加的に捻出できる財源額(D)			373	2,955
2011年度改正(案)による財政への追加的な影響(D-C)			-1,712	555
2010年度改正・2011年度改正(案)合計の財政への影響(B+D-A-C)			-16,332	-9,474

(注1)公務員に対する児童手当・子ども手当については、人件費として予算が計上されているが、その分を含んで表示している。

(注2)平年度とは、新制度に完全に移行した後の年度のこと。予算額・増収見込み額は、財務省・総務省の試算をもとに作成。

(出所)大和総研制度調査課作成

○2010年度改正では、所得税・住民税の増税分・児童手当の財源利用により、平年度で合計2兆871億円の財源を捻出したが、子ども手当・高校無償化には平年度で3兆900億円が必要であり、1兆29億円の財源が不足している状況であった。

○2011年度改正(案)による所得税・住民税の増税分は、平年度で合計2,955億円であり、これは3歳未満の子ども手当を月2万円に上乗せするために必要な平年度2,400億円を上回る金額である。

○2010年度改正と2011年度改正(案)を合わせた財政への影響としては、平年度で9,474億円の財源が不足しているものといえる。

○2011年度政府予算案において、新規国債発行額は44兆2,980億円となっており、子ども手当・高校無償化等の民主党マニフェスト施策の実施も新規国債発行額が膨らむ要因の1つになっている¹⁵。非常に厳

¹⁵ 仮に、フローの予算の削減等で賄った財源を子ども手当に回したものだとしても、子ども手当・高校無償化を実施しなければその分新規国債発行額を抑えることができたといえる。したがって、子ども手当・高校無償化が新規国債発行額を膨ら

しい財政事情の中、子ども手当や高校無償化を2012年度以降も続けていけるかは不透明といえる（なお、野党の反対などにより法案が成立せず、2011年度においても子ども手当を支給できない可能性もある¹⁶）。

6. 改正案実施の場合の家計への影響

○改正案実施の場合の家計への影響を（2010年度の税制改正・法改正で実施した内容と合わせて）大和総研制度調査課で試算した。以下の点を考慮した（改正スケジュールについては巻末の補足を参照）。

- ・年少扶養控除の廃止（2010年度改正で措置済み）
- ・旧児童手当の廃止（2010年度改正で措置済み）
- ・子ども手当の支給（2010年度・・・月額1万3,000円、2011年度以降も月額1万3,000円を継続）¹⁷
- ・成年扶養控除（学生・障害者等を除く）の所得制限（2011年度改正で、年収700万円以上の場合は控除を利用できなくなるものとした）
- ・給与所得控除の上限設定（2011年度改正で、給与所得控除の上限を245万円（年収1,500万円の水準）とした）

○以下の4つの世帯をモデルとし、可処分所得（収入から税・社会保険料を引き、児童手当・子ども手当を加えた金額）を2009年と比較する。

ケース① 夫がサラリーマン（年収500万円）、妻が専業主婦、子ども1人（2009年時点で6歳）

ケース② 夫がサラリーマン（年収700万円）、妻が専業主婦、成年の子ども1人（2009年時点で23歳、学生・障害者等に該当しない）を扶養している

ケース③ 夫がサラリーマン（年収1,000万円）、妻が専業主婦、子ども2人（2009年時点で6歳と4歳）

ケース④ 夫がサラリーマン（年収2,000万円）、妻が専業主婦、成年の子ども1人（2009年時点で23歳、学生・障害者等に該当しない）を扶養している

○ケース①・ケース③については、2011年度税制改正（案）による直接の影響はないが、子ども手当の支給額について、昨年時点と前提が異なる（当初の民主党マニフェストでは2011年度に月額2万6,000円に引き上げられることが予定されていた）ため、改めて家計への影響を検証する。

○試算にあたっては、以下の前提をおいた。

- ・給与収入については2009年から2014年までを通して変動しない。

ませた要因の1つであることには変わりない。

¹⁶ 子ども手当は1年限りの時限立法であるため、月額1.3万円の給付を2012年度に継続するだけでも（上乗せ給付を行わないとしても）、新たな法案を成立させなければならない。一方、高校無償化は時限措置ではないため、法改正を行わない限り公立高校の授業料の徴収は行われなかったこととなる。

¹⁷ 3歳未満の子ども手当が月額2万円に増額されるとしても、今回の4つのモデルケースには影響がない。また、高校無償化と特定扶養控除（高校生分）の縮小についても、今回の4つのモデルケースには影響がない。

- ・雇用保険、健康保険（協会けんぽの全国平均の保険料率、介護保険料を含む）、厚生年金に加入。社会保険料率は、2009年・2010年については実績値を用い、2011年以降については既に保険料率の引き上げが予定されている厚生年金については法定の保険料率を用い、それ以外については2010年と同じ保険料率を用いた¹⁸。
- ・生命保険料控除については、所得税・住民税ともに一般の生命保険について満額（所得税5万円、住民税3.5万円）まで適用した¹⁹。
- ・ケース②・ケース④については、2012年以後も23歳以上の子を扶養しているものとした。

◆ケース① 夫がサラリーマン（年収500万円）、妻が専業主婦、子ども1人（2009年時点で6歳）

図表8 税制改正による可処分所得の変化の試算（ケース①、単位：万円）

暦年	2009	2010	2011	2012	2013	2014
給与収入(A)	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00	500.00
社会保険料(B)	64.74	70.25	71.13	72.02	72.90	73.79
所得税額(C)	8.11	7.84	9.69	9.65	9.61	9.56
住民税額(D)	17.88	17.33	17.24	19.07	20.36	20.27
児童手当・子ども手当(E)	-6.00	-13.20	-15.60	-15.60	-15.60	-15.60
可処分所得(A-(B+C+D+E))	415.27	417.78	417.54	414.86	412.73	411.98
(2009年比)		2.51	2.27	-0.41	-2.54	-3.29
(2011年度税制改正(案)による影響)			0.00	0.00	0.00	0.00

(出所)大和総研制度調査課試算

- ケース①では、2011年度税制改正(案)の成年扶養控除の所得制限や給与所得控除の上限設定の影響は受けない。
- 2010年は旧児童手当（月額5,000円）が子ども手当（月額1万3,000円）に変わることによって、可処分所得が増加した。しかし、その可処分所得の増加分の大半は（民主党政権の意向とは直接関係ないが）社会保険料の増加により相殺されており、結局2009年比の可処分所得の増加は年2万5,100円に留まっている。
- 2011年以降は年少扶養控除の廃止による所得税・住民税の増加や、社会保険料（厚生年金保険料）の増加により可処分所得は減少していく。2014年時点での可処分所得は、2009年と比べて3万2,900円減少しているものと試算された。

¹⁸ これまでの傾向を鑑みると、健康保険や介護保険の保険料率についても、今後引き上げられる可能性が高いものと考えられる。

¹⁹ 生命保険料控除は2012年分の所得税（2013年度分の住民税）より新制度に移行するが、新制度の移行後においてもこれらのモデル世帯が加入している生命保険は2011年以前に契約しているものとみなし、現在の制度の控除額が維持されるものと仮定した。

◆ケース② 夫がサラリーマン（年収 700 万円）、妻が専業主婦、成年の子ども 1 人（2009 年時点で 23 歳、学生・障害者等に該当しない）を扶養している

図表 9 税制改正による可処分所得の変化の試算（ケース②、単位：万円）

暦年	2009	2010	2011	2012	2013	2014
給与収入(A)	700.00	700.00	700.00	700.00	700.00	700.00
社会保険料(B)	90.63	98.34	99.58	100.82	102.06	103.30
所得税額(C)	20.29	19.52	19.39	23.07	22.94	22.82
住民税額(D)	31.69	30.92	30.79	30.67	32.47	33.72
可処分所得(A-(B+C+D))	557.39	551.22	550.24	545.44	542.53	540.16
(2009年比)		-6.17	-7.15	-11.95	-14.86	-17.23
(2011年度税制改正(案)による影響)			0.00	-3.80	-5.72	-7.10

(出所)大和総研制度調査課試算

- ケース②については、制度改正としては、2011 年度税制改正（案）の成年扶養控除の廃止の影響のみを受ける。2012 年 1 月から所得税について増税となり、2013 年 6 月から住民税について増税となる。
- 2010 年においては制度改正の影響は受けていないが、社会保険料が大きく増加したため、可処分所得が 2009 年比で 6 万 1,700 円減少している。
- 2011 年度税制改正（案）による影響としては、2012 年に 3 万 8,000 円、2013 年に 5 万 7,200 円、2014 年に 7 万 1,000 円の負担増となる。
- （民主党政権の意向とは直接関係ないが）社会保険料率の引き上げと合わせて考えると、2014 年時点では、2009 年と比べて 17 万 2,300 円可処分所得が減少しているものと試算された。

◆ケース③ 夫がサラリーマン（年収 1,000 万円）、妻が専業主婦、子ども 2 人（2009 年時点で 6 歳と 4 歳）

図表 10 税制改正による可処分所得の変化の試算（ケース③、単位：万円）

暦年	2009	2010	2011	2012	2013	2014
給与収入(A)	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00	1,000.00
社会保険料(B)	125.07	135.99	137.66	139.34	141.01	142.68
所得税額(C)	56.84	54.65	69.52	69.18	68.85	68.51
住民税額(D)	51.94	50.85	50.68	54.37	56.95	56.78
児童手当・子ども手当(E)		-23.40	-31.20	-31.20	-31.20	-31.20
可処分所得(A-(B+C+D+E))	766.15	781.91	773.34	768.31	764.39	763.23
(2009年比)		15.76	7.19	2.16	-1.76	-2.92
(2011年度税制改正(案)による影響)			0.00	0.00	0.00	0.00

(出所)大和総研制度調査課試算

- ケース③では、2011 年度税制改正（案）の影響は受けない。
- 2009 年においては、所得制限のため旧児童手当は支給されなかった。2010 年は所得制限なしの子ども手当の支給により可処分所得が大きく増加した。（民主党政権の意向とは直接関係ない）社会保険料の増加分を差し引いても、2010 年の可処分所得は 2009 年より 15 万 7,600 円増加した。
- 2011 年以降は年少扶養控除の廃止による所得税・住民税の増加や、社会保険料の増加により可処分所得

は減少していく。2014年時点での可処分所得は、2009年に比べて2万9,200円減となる。

◆**ケース④ 夫がサラリーマン（年収2,000万円）、妻が専業主婦、成年の子ども1人（2009年時点で23歳、学生・障害者等に該当しない）を扶養している**

図表 11 税制改正による可処分所得の変化の試算（ケース④、単位：万円）

暦年	2009	2010	2011	2012	2013	2014
給与収入(A)	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00
社会保険料(B)	176.93	196.20	198.05	199.90	201.74	203.59
所得税額(C)	319.64	313.28	312.67	332.85	332.24	331.63
住民税額(D)	145.06	143.13	142.95	145.26	147.00	148.19
可処分所得(A-(B+C+D))	1,358.37	1,347.39	1,346.33	1,321.99	1,319.02	1,316.59
(2009年比)		-10.98	-12.04	-36.38	-39.35	-41.78
(2011年度税制改正(案)による影響)			0.00	-20.79	-24.17	-26.59

(出所)大和総研制度調査課試算

- ケース④については、制度改正としては、2011年度税制改正(案)の給与所得控除の上限設定と、成年扶養控除の廃止の影響を受ける。2012年1月から所得税について増税となり、2013年6月から住民税について増税となる。
- 2010年においては制度改正の影響は受けていないが、社会保険料が大きく増加したため、可処分所得が2009年比で10万9,800円減少している。
- 2011年度税制改正(案)による影響としては、2012年に20万7,900円、2013年に24万1,700円、2014年に26万5,900円の負担増となる。
- (民主党政権の意向とは直接関係ないが)社会保険料率の引き上げと合わせて考えると、2014年時点では、2009年と比べて41万7,800円可処分所得が減少しているものと試算された。

◆**まとめ**

- 2014年までを見通してみると、民主党政権による2010年度税制改正、2011年度税制改正(案)による税負担増だけでなく、民主党政権誕生前から法定されている社会保険料の増加²⁰による可処分所得の減少効果も大きい。
- 子ども手当の支給額について(3歳未満を除いて)月1万3,000円を前提とすると、子ども手当が支給されても、所得税・住民税の増税や社会保険料の増加で可処分所得の増加は打ち消される。ケース①・ケース③では2014年の可処分所得は2009年の金額を下回った。
- 成年扶養控除の対象者がいるケース②、成年扶養控除の対象者がいてかつ給与収入が年1,500万円以上であるケース④では、子ども手当とは関係なく税負担が増える形となる(もちろん、社会保険料負担も年々増加していく形となる)。

²⁰ 子どもの有無に関わらず社会保険料は年々増加する。

補足. 制度改正のスケジュール表

		2009年→			2010年→			2011年→			2012年→			2013年→		
		1月	4月	6月	1月	4月	6月	1月	4月	6月	1月	4月	6月	1月	4月	6月
現行児童手当・子ども手当・高校無償化等は年度単位(4月～翌3月)	旧児童手当	0.5万円～1万円/月 (小学校卒業まで)			廃止			廃止			廃止			廃止		
	子ども手当	なし			1.3万円/月 (中学校卒業まで)			1.3万円～2万円/月 (3歳未満上乗せ支給)			?			?		
	公立高校無償化/私立高校補助	なし			年間約12万円援助			年間約12万円援助			年間約12万円援助			年間約12万円援助		
所得税は暦年単位(1月～12月)	所得税の年少扶養控除(16歳未満)	38万円控除			38万円控除			廃止			廃止			廃止		
	所得税の特定扶養控除(16歳以上23歳未満)	高校・大学 63万円控除			高校・大学63万円控除			高校生は38万円控除 大学生は63万円控除			高校生は38万円控除 大学生は63万円控除			高校生は38万円控除 大学生は63万円控除		
	所得税の成年扶養控除(注1) (うち23歳以上65歳未満)	38万円控除			38万円控除			38万円控除			学生・障害者等を除き 所得制限(所得400万円)			学生・障害者等を除き 所得制限(所得400万円)		
	所得税の給与所得控除	上限なし			上限なし			上限なし			上限245万円 (年収1,500万円で上限)			上限245万円 (年収1,500万円で上限)		
住民税は原則前年1～12月の所得に対し、翌年6月～翌々年5月を1年度として課税する	住民税の年少扶養控除(16歳未満)	33万円控除			33万円控除			33万円控除			廃止			廃止		
	住民税の特定扶養控除(16歳以上23歳未満)	高校・大学45万円控除			高校・大学45万円控除			高校・大学45万円控除			高校生は33万円控除 大学生は45万円控除			同左		
	住民税の成年扶養控除(注1) (うち23歳以上65歳未満)	33万円控除			33万円控除			33万円控除			33万円控除			学生・障害者等を除き所得制限へ		
	住民税における給与所得控除	上限なし			上限なし			上限なし			上限なし			上限245万円		
ただし、退職所得課税は現年課税	住民税における退職所得課税	税額10%控除あり			税額10%控除あり			税額10%控除あり			税額10%控除廃止			税額10%控除廃止		

(注1) 成年扶養控除の対象は現行法令では23歳以上70歳未満とされている。大綱では65歳以上の部分については控除の適用を継続するとしたため、このような表記とした。

(注2) 青: 2009年までの制度、赤: 2010年度税制改正・法改正にて既に行われた、または実施が予定されている内容、黄: 2011年度税制改正大綱等の内容

(出所) 2010年度改正税法・政府税制調査会資料などをもとに大和総研制度調査課作成